

意見書案第6号

新型コロナウイルス感染症対策として国に対し
すべての国民の生活を守る経済対策を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり東近江市議会会議規則第14条の規定
により提出します。

令和2年6月12日

東近江市議会議長

西崎 彰 様

提出者 東近江市議会議員 山本直彦

賛同者 東近江市議会議員 西村和恭

東近江市議会議員 鈴木則彦

新型コロナウイルス感染症対策として国に対し
すべての国民の生活を守る経済対策を求める意見書（案）

新型コロナウイルス感染症が全世界で猛威を振るう中、国内では4月7日には改正新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「特措法」という。）第32条第1項の規定に基づき、緊急事態宣言が発出されました。その後、緊急事態措置を実施すべき区域が全都道府県に拡大され、滋賀県においても4月21日に休業要請が発表されました。5月に入り感染の拡大が落ち着きをみせてきたことから、緊急事態措置を実施すべき区域は14日から段階的に変更され、25日には全ての都道府県が緊急事態措置を実施すべき区域に該当しないこととなり、特措法第32条第5項に基づき緊急事態の解除が宣言されましたが、経済への影響は今後一層悪化することが予想されます。

内閣府は、5月18日に2020年1-3月期のGDP成長率（1次速報値）が実質▲0.9%（年率▲3.9%）となり2四半期連続のマイナス成長となったことを発表しました。緊急事態宣言下における営業自粛などにより消費、雇用、賃金が大きく落ち込む4-6月期の景気悪化は戦後最大になるとも予測されており、本市の経済を含め日本経済が大きな負のスパイラルに陥る危険性が極めて高い状態になってきています。

この国難とも言うべき事態に対し、既に国・県・市で第一弾の経済対策を講じていますが、現状の規模ではすべての市民、国民を救うことはできません。「日・米など先進国の自国通貨建て国債のデフォルトは考えられない。」と財務省が公式文書で言明しているとおおり、円建て国債が破綻する可能性は極めてゼロに近い現実をしっかりと認識し、今こそ前例にとらわれない政府の大胆な財政出動により、とりわけ中小企業および小規模事業者、非正規雇用者、個人事業主、失業者、ひとり親家庭、障害者など社会的弱者の立場に寄り添い、すべての国民の生活を経済的に全力で守り抜かねばなりません。

以上のことから東近江市議会は、政府および国会に対し以下の事項を強く要望します。

記

- 1 すべての国民の生活を守ることができる規模の補正予算を編成し、財源には新規国債を発行しそれに充てること。また、2025年までにプライマリーバランスを黒字化にするという政府の目標は当分の間延期すること。
- 2 事業者、特に中小企業および小規模事業者（個人事業主を含む。）に対して、雇用を守るための十分な休業補償をするとともに、固定費の支払いや借入金の返済が滞ることのないよう失われた粗利を100%補償する施策を講じること。
- 3 実質個人所得を嵩上げするために、消費税はデフレを完全に脱却するまでの間、軽減税率を0%とし全品目軽減税率を適用すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年 月 日

滋賀県東近江市議会 議長 西 崎 彰

(提出先)

内閣総理大臣

財務大臣

衆議院議長

参議院議長